

認定番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記入例

児童手当・特例給付認定請求書

(あて先) 高崎市長
 請求者は基本的に生計の中心者(保護者のうち所得の多い方)です。

配偶者は、認定請求にあたり、受給資格審査のために帳簿等必要な書類の閲覧により確認することに同意します。

・被用者＝厚生年金、共済年金に加入している方(任意継続の方は除く)
 ・被用者等でない者＝国民年金加入の方、任意継続の方、年金に加入していない方、被用者の扶養の方

請求者のマイナンバーを記入してください。

フリガナ タカサキ タロウ		性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 昭和 59. 1. 1 平成	職業 被用者 公務員 被用者等でない者	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名 高崎 太郎					
住所 高崎市 〇〇町〇番地〇		請求者名義の普通預金口座を記入してください。(配偶者、児童の口座は指定できません)(通帳の見開きのコピーを添付してください)			今年1月1日の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
支払希望金融機関 金融機関 〇〇銀行		口座番号 1 1 1 〇〇支店			預 5 6 7 8 9 0 2
フリガナ タカサキ ハナコ		配偶者の生年月日 昭和 58. 7. 12 平成	配偶者の職業 被用者 公務員(勤務先 〇〇市役所) 被用者等でない者	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	配偶者の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
配偶者の氏名					
配偶者の住所(別居の場合)		配偶者の今年1月1日の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇			配偶者のマイナンバーを記入してください。
氏名 高崎 一郎		続柄 子	生年月日 平成 元・5・28 令和	監護の有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	生計関係 <input checked="" type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持
18歳未満の間にある児童					
申請者が加入している年金種別に○を付けてください。 ※ウ、エに○が付く方は健康保険証のコピーを必ず添付してください。		児童の面倒をみていれば「有」と「同一」に○をつけてください。(別居している場合や、監護についてご不明な点がある場合はお問合せください)		配偶者の今年1月1日の住所が現住所と異なる場合は必ず記入してください。(※1～5月分手当から申請の場合は昨年1月1日の住所)	
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入証の種類		譲渡所得の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無	所得制限		
ア. 厚生年金 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済※ エ. 地方公務員等共済※		オ. 国民年金 カ. 年金未加入 キ. その他	土地・建物などの資産を譲渡して得た所得の有無を記入してください。		
不備書類 <input type="checkbox"/> 2カ月以内の健康保険証の変更無 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 配偶者マイナンバー <input type="checkbox"/> 児童マイナンバー		担当	受付	入力	確認
審査 年分 所得の合計額		雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	控除後

★添付書類★

- ・請求者の本人確認書類の写し
 - ・請求者の普通預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - ・請求者の健康保険証の写し(記号・番号・保険者番号を黒塗りするなどして消し込んでください。)
 - ・請求者及び配偶者の個人番号がわかる書類
- ※児童と別居の場合は、その他提出書類がありますのでお問い合わせください。
 ※上記書類の用意が難しい場合はお問い合わせください。
 添付書類は後日の提出も可能です。

※太枠の中を記入してください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。 *給与所得控除額は、給与所得控除後の金額に、給与所得以外の所得が20万円を超え40万円以下の方は給与所得の20%、40万円を超え65万円以下の方は30%、65万円を超え85万円以下の方は40%、85万円を超え100万円以下の方は50%、100万円を超え200万円以下の方は60%、200万円を超え600万円以下の方は70%、600万円を超え1000万円以下の方は80%、1000万円を超え5000万円以下の方は90%、5000万円を超え10000万円以下の方は95%、10000万円を超る場合は100%とします。